

学生の海外渡航に関する危機管理ガイドライン

海外での事件・事故、テロ、自然災害、感染症等の危機発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）に基づき、学生の海外渡航について次のような指針を定める。

1. 対象者

本学に在籍している学生（留学生を含む）

2. 海外渡航に関する危機管理ガイドライン

外務省 危険情報および感染症危険情報カテゴリー			女子美術大学 渡航可否・対応内容
レベル1	十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	【渡航予定】 渡航予定者に対する注意喚起 【滞在中】 滞在者に対しての注意喚起
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	【渡航予定】 原則として渡航禁止 海外留学プログラムおよび海外研修は中止を基本方針とする 【滞在中】 原則として滞在者は帰国、またはレベル1以下の国・地域に移動 ただし、滞在の延期が必要な場合は、事前に協議の上、学長の承諾を得る
レベル3	渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 滞在者は早急に帰国、またはレベル1以下の国・地域に早急に移動
レベル4	退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	【渡航予定】 渡航禁止 【滞在中】 滞在者は即刻帰国、またはレベル1以下の国・地域に即刻移動

【注意・補足事項】

1. 渡航の可否は、上記ガイドラインに沿って決定されるが、学長の判断が優先される。
2. 複数の国・地域に渡航する場合は、全ての渡航先について安全状況を確認の上、判断する。
3. 留学生の母国等への帰国については上記の限りではない。
4. このガイドラインの改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。